

## 埼玉県立近代美術館美術資料選考評価委員会設置要綱

(昭和 54 年 7 月 15 日 知事決裁)

(昭和 58 年 3 月 1 日 教育長決裁)

(趣旨)

第 1 条 埼玉県立近代美術館において収集する美術作品、その他美術に関する資料の選考及び評価を適正かつ円滑に行うことを目的として、埼玉県立近代美術館美術資料選考評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(構成)

第 2 条 委員会は、委員 5 人をもって構成する。

2 委員は、美術に関し知識を有する者の中から、埼玉県教育委員会教育長の承認を得て、埼玉県立近代美術館長（以下「館長」という。）が委嘱する。

3 委員の任期は 2 年とし、再任することができる。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第 3 条 委員会は、必要のつど館長が招集する。

2 館長は、必要がある場合は、委員でない者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(業務)

第 4 条 委員会は、館長の諮問に応じて、次に掲げる事項を審議する。

(1) 埼玉県立近代美術館において収集する美術作品、その他美術に関する資料の選考及び評価に関すること。

(2) 寄託または寄贈資料の受け入れに関すること。

(庶務)

第 5 条 委員会の庶務は、埼玉県立近代美術館において処理する。

(その他)

第 6 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し、必要な事項は、館長が定める。

附 則

この要綱は、昭和 54 年 7 月 15 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、昭和 58 年 3 月 1 日から施行する。